

平成 30 年第 2 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）	P 1
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	P 2
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	P 2
4	専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号））	P 2
5	さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について	P 3
6	さくら市税条例等の一部改正について	P 4
7	さくら市都市計画税条例の一部改正について	P 4
8	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 4
9	さくら市介護保険条例の一部改正について	P 5
10	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 5
11	さくら市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について	P 6
12	さくら市一般会計補正予算（第 1 号）	P 6
13	氏家水処理センター建設・再構築工事委託に関する基本協定契約の締結について	P 7
14	平成 29 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 8
15	平成 29 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P 8
16	平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 9
17	平成 29 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 9
18	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 10
19	人権擁護委員候補者の推薦について	P 10

番号	項 目 名	ページ
20	議案説明資料 参照法令等	P 11
21	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 14
22	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 32
23	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 36
24	さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例案要綱	P 39
25	さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 43
26	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 61
27	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 63
28	さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 64
29	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 65

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 4 件、条例 7 件、予算 1 件、契約 1 件及びその他の議案等 6 件であります。

議案第 1 号から議案第 4 号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第 3 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の新築住宅等に係る税額の減額措置の延長及び平成 30 年度評価替えに際し、土地に係る現行の負担調整措置の延長等を行うなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 4 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を継続するなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 5 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げ及び、国民健康保険における財政責任主体が都道府県となったことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 2 号は、平成 29 年度さくら市一般会計補正予算(第 5 号)であります。

今回の補正予算は、年度末に歳入歳出が確定したことにより、1 億 3,968 万円を追加し、予算の総額を 176 億 5,759 万 5 千円

といたしました。

歳入の主なものは、6款地方消費税交付金で、8,656万5千円、10款地方交付税で、6,802万7千円を追加、21款市債で、5,000万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、2款総務費で、基金積立として基金費1億3,403万9千円、10款教育費で、基金積立として博物館費564万1千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第2表地方債の補正は、水道事業出資債ほか6件の限度額を変更したものであります。

議案第5号は、さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

本案は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、本市の責務を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものであります。

議案第 6 号は、さくら市税条例等の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税におけるわがまち特例の特例項目の追加、市民税の非課税額の引上げ及びたばこ税に係る加熱式たばこの課税方式の見直しを段階的に行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、都市再生特別措置法等の一部改正に伴い、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする都市再生推進法人が管理する公共施設等に係る都市計画税の課税軽減措置を行うほか、現行の都市計画税課税対象区域における公共下水道事業区域及び公共下水道に接続している区域を明確化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、放課後児童指導員の基礎資格について、現行では学校の教諭となる資格を有する者と規定しているところ、経験豊富で優秀な人材を広く登用し、保育の質の向上を図るため、教員免許状を取得した者及び5年以上の実務経験があり、かつ市長が適当と認めた者を資格対象とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、さくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正により、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けることができる者に、病床を有する診療所を開設している者を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につい

てであります。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、訪問介護員等の定義を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、さくら市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止についてであります。

本案は、農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令の廃止に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第 12 号は、平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,279 万 6 千円を追加し、予算の総額を 188 億 4,279 万 6 千円とするものであります。

歳入では、18 款繰入金で、財政調整基金繰入金 1,279 万 6 千円を追加し、計上いたしました。

歳出では、7 款商工費で、経営活性化支援事業費 500 万 6 千

円、中小企業特許等取得支援事業費 100 万円、8 款土木費で、
駅広場改修事業費 116 万 7 千円、10 款教育費で氏家公民館運営
事業費 562 万 3 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、氏家水処理センター建設・再構築工事委託に
関する基本協定契約についてであります。

さくら市公共下水道氏家水処理センターの水処理施設につき
ましては、段階的建設計画に基づき、建設を行っておりますが、
流入水量の伸びに伴い、昨年度は、水処理施設 6 系列分の 5 系
列目（処理能力 1,985 立方メートル／日）の増設工事を一部着
手しました。

本年度からは、3 カ年計画で、水処理施設の電気設備及び機
械設備の増設、改築・更新工事を実施いたします。

終末処理場を建設又は改築する場合において、その設計又は
工事の監督管理は、下水道法及び政令の定めるところにより、
一定の資格を有する技術者が必要となるのをはじめ、下水道に
関する専門的技術を有する資格者が必要になります。

このことから、地方公共団体の要請により、日本下水道事業

団法に基づいて設立された、地方共同法人・日本下水道事業団に建設工事を委託することで、技術者の確保さらに事業の円滑な実施が図れることとなります。

そのため、日本下水道事業団理事長 つじはらとしひろ 辻原俊博氏と契約金額 8 億 7 千 6 百万円で建設・再構築工事委託基本協定を締結したので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、平成 29 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、シティプロモーション事業ほか 9 件の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 2 号は、平成 29 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、公用車管理事務ほか 2 件の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

報告第 3 号は、平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、上阿久津台地土地区画整理事業の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 4 号は、平成 29 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、水道事業会計の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 5 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、議会において指定されている 100 万円以下の損害賠償の額の決定について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員の^{ふくだあきら}福田 哲氏が平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)・(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

(予算の執行及び事故繰越し)

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

(繰越明許費)

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(予算の執行及び事故繰越し)

第 150 条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰

越しについてこれを準用する。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

□ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 55 号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

改 正 案	現 行		
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、<u>第 48 条第 5 項</u>、第 50 条第 2 項、<u>第 52 条第 1 項及び第 4 項</u>、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>並びに</u>第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、<u>第 48 条第 3 項</u>、第 50 条第 2 項、<u>第 52 条</u>、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>及び</u> 第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p>		
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により <u>課する所得割</u>(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>		
<p>(均等割の税率)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の</u>右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1464 788 1514"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3・4 略</p>	略	<p>(均等割の税率)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u> 右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="855 1464 1449 1514"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3・4 略</p>	略
略			
略			
<p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定により <u>申告書</u>を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第 2 条第 4 項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 略</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定によつて <u>申告書</u>を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第 2 条第 2 項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 略</p>		

改 正 案	現 行
<p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には____、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には____、3月15日までに、<u>同項</u>の申告書を市長に提出することができる。</p>	<p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、<u>第1項</u>の申告書を市長に提出することができる。</p>
<p>6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により<u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には</u>____、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>	<p>6 第23条第1項第1号の者は____は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>
<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には____、<u>第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</u></p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、<u>第23条第1項第1号の者</u>____の<u>うち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</u></p>
<p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には____、<u>第23条第1項第2号に掲げる者に</u>、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、<u>第23条第1項第2号の者</u>____に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には____、新たに第23条第1項第3号又</p>	<p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又</p>

改 正 案	現 行
<p>は第4号に<u>掲げる者</u>に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(特別徴収義務者)</p> <p>第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には_____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には_____、前々年中の公的年金等に係る所得に</p>	<p>は第4号の者_____に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(特別徴収義務者)</p> <p>第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には_____、前々年中の公的年金等に係る所得に</p>

改 正 案	現 行
<p>係る所得割額) の2分の1に相当する額をいう。<u>次条第2項</u>において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「<u>の特別徴収義務者</u>」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「<u>からその日の属する年の9月30日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)</u>が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>4 <u>内国法人</u></p>	<p>係る所得割額) の2分の1に相当する額をいう。<u>以下この節</u>において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と</p> <p>_____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「<u>からその日の属する年の9月30日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p>
<p>_____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「<u>からその日の属する年の9月30日</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「<u>からその日の属する年の9月30日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは</u></p>

改 正 案	現 行
<p>_____又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第 321 条の 8 第 26 項</u>及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を<u>第 1 項</u>の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第 7 項第 1 号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第 5 項の場合</u>において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべ</p>	<p><u>事業所を有する法人</u>又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第 321 条の 8 第 24 項</u>及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を<u>前項</u>の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第 5 項第 1 号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第 3 項の場合</u>において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべ</p>

改 正 案	現 行
<p>きことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>きことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1)・(2)略</p>	<p>(1)・(2)略</p>
<p>8 略</p>	<p>6 略</p>
<p>9 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同法第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 4 項において同じ。))に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 4 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 4 項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p>	<p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同法第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。))に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 2 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 2 項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p>
<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第 52 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割</p>	<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第 52 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割</p>

改 正 案	現 行
<p>額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 <u>第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 52 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により</u> 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結</p>	<p>額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結</p>

改 正 案	現 行
<p>法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 <u>第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p>	<p>法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p>

改 正 案	現 行
<p>第54条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分 <u>その他施行規則第10条の2の12</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定にか</u></p>	<p>第54条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分 <u>その他施行規則第10条の2の10</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条</u> _____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u> _____の規定にか</p>

改 正 案	現 行
<p>かわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p>	<p>かわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に</p> <p>規定する延滞金の割合を同項</p> <p>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に</p> <p>規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条</p> <p>及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p>

改 正 案	現 行
2・3 略	2・3 略
4 <u>法附則第 15 条第 2 項第 6 号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。	4 <u>法附則第 15 条第 2 項第 7 号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
5～7 略	5～7 略
8 <u>法附則第 15 条第 29 項第 2 号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	8 <u>法附則第 15 条第 29 項</u> _____ に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
9 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	9 <u>法附則第 15 条第 30 項</u> _____ に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
10・11 略	10・11 略
12 <u>法附則第 15 条第 32 項第 3 号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	12 <u>法附則第 15 条第 32 項第 2 号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
13 <u>法附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	13 <u>法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
14 <u>法附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	14 <u>法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
15～18 略	15～18 略
19 <u>法附則第 15 条の 8 第 2 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	19 <u>法附則第 15 条の 8 第 4 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 10 条の 3 略	第 10 条の 3 略
2 略	2 略
3 <u>法附則第 15 条の 8 第 1 項</u> の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに <u>令附則第 12 条第 8 項</u> に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略	3 <u>法附則第 15 条の 8 第 3 項</u> の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに <u>令附則第 12 条第 17 項</u> に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略
4 <u>法附則第 15 条の 8 第 2 項</u> の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法	4 <u>法附則第 15 条の 8 第 4 項</u> の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法

改 正 案	現 行
<p>律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかを別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則</p>	<p>律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかを別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則</p>

改 正 案	現 行
<p><u>第 12 条第 22 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 9 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 29 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 10 項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 11 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 29 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</p>	<p><u>第 12 条第 31 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 10 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 38 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 11 項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 12 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第 12 条第 38 項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</p>

改 正 案	現 行
<p>に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>12 <u>法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度ま</p>	<p>に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度ま</p>

改 正 案	現 行
<p>での各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合には____、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定</p>	<p>での各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合に<u>あつては</u>、<u>法附則第19条第7項</u>において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>であって、<u>平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定</p>

改 正 案	現 行
<p>資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、<u>当該課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。</u> (農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>	<p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。</u> (農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>
<p>第13条 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条</p>	<p>第13条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条</p>

改 正 案	現 行
<p>の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p><u>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u></p> <p>9 <u>法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)</u>又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの</p>	<p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの</p>

改 正 案	現 行
<p>各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額、以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額、以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p><u>11</u> 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には _____、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p><u>10</u> 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合に<u>あつては</u>、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p><u>12</u> 附則第 10 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条か</p>	<p><u>11</u> 附則第 9 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条か</p>

改 正 案	現 行
<p>ら第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、<u>附則第 10 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>ら第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に<u>あつては、附則第 9 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p><u>13</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p><u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 9 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>
<p><u>14</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p>	<p><u>13</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 9 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p>
<p><u>15</u> 農地に係る<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分</u></p>	<p><u>14</u> 農地に係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分</u></p>

改 正 案	現 行
<p>の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div>	<p>の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div>
<p>16 <u>附則第 10 項及び第 12 項</u>の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、<u>附則第 10 項及び第 13 項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>附則第 11 項、第 13 項及び第 14 項</u>の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、<u>附則第 13 項から第 15 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 15 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 15 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。</u></p>	<p>15 <u>附則第 9 項及び第 11 項</u>の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、<u>附則第 9 項及び第 12 項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項</u>の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、<u>附則第 12 項から第 14 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 14 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 14 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。</u></p>
<p>17 <u>法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</u></p>	<p>16 <u>法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項</u>から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p>
<p>18 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。</u></p>	<p>17 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)附則第 18 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。) の納付に要する費用のうち、栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) 及び介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。) の納付に要する費用を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。) につき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) 及び介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) の規定による納付金 (以下「介護納付金」という。) の納付に要する費用を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) 及び後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) 並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) の合算額とする。</u></p> <p>2 前項____の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険</p>

改 正 案	現 行
<p>の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 54 万円を超える場合においては、基礎課税額は、54 万円とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____</p> <p>_____である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円とする。</p>	<p>の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 54 万円を超える場合においては、基礎課税額は、54 万円とする。</p> <p>3 第 1 項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。</p> <p>4 第 1 項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第 5 条 略</p>	<p>第 5 条 略</p>
<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法_____第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 2 及び第 21 条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他</p>	<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 2 及び第 21 条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他</p>

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民健康保険税条例 (平成 17 年さくら市条例第 65 号)

(3/3)

改 正 案	現 行
<p>の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第 21 条において同じ。)以外の世帯 23,500 円 (2)・(3) 略</p>	<p>の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第 21 条において同じ。)以外の世帯 23,500 円 (2)・(3) 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額) 第 21 条 略 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>27 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>50 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第 21 条 略 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>27 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>49 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p>
<p>(国民健康保険税の減免) 第 23 条 略 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当する者 _____ _____ ア・イ 略 (4) 略 2・3 略</p>	<p>(国民健康保険税の減免) 第 23 条 略 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当する者 (<u>資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。</u>) ア・イ 略 (4) 略 2・3 略</p>

さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例案要綱

第1 条例案の趣旨

市内の中小企業及び小規模企業の振興を図ることにより、本市の経済の健全な発展と市民生活の向上に資するため、新たに条例を制定しようとするものである。

第2 条例案の内容

1 目的（第1条関係）

この条例は、中小企業の振興に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって中小企業の持続的な発展、地域経済の健全な発展及び地域住民の生活の向上を図ることを目的とする。

2 定義（第2条関係）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- ② 小規模企業者 中小企業者のうち法第2条第5項に規定する小規模企業者であって市内に事務所等を有するものをいう。
- ③ 商工団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づき設立された商工会その他の中小企業の振興を目的とする団体であって市内に事務所等を有するものをいう。
- ④ 金融機関等 銀行、信用金庫、協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であって市内に事務所等を有するものをいう。
- ⑤ 大企業者 中小企業者以外の事業を営む者（金融機関等を除く。）であって市内に事務所等を有するものをいう。
- ⑥ 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- ⑦ 市民等 市内に住所を有する者、市内に存する事務所等に勤務する者、市内に存する学校に通学する者又は市内において非営利活動等を行う者をいう。

- ⑧ 関係機関等 中小企業者、小規模企業者、商工団体、金融機関等、大企業者、学校及び市民等をいう。
- ⑨ 経営力向上 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第10項に規定する経営力向上をいう。
- ⑩ 経営の革新 法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- ⑪ 経営資源 法第2条第4項に規定する経営資源をいう。

3 基本理念(第3条関係)

中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- ① 中小企業者が自主的に経営の革新、経営資源の活用等に努めることにより、当該事業の持続的な発展が促進されること。
- ② 関係機関等が積極的に中小企業者の供給する物品、役務等を利用することにより、地域経済の活性化を図ること。
- ③ 中小企業者が多様な事業分野における特色ある事業活動を行うことにより、地域経済の健全な発展が促進され、地域の雇用機会を創出する等地域住民の生活の向上が図られること。
- ④ 国、栃木県、市及び関係機関等の相互の連携が図られること。

4 市の責務(第4条関係)

市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

5 基本方針(第5条関係)

市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- ① 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- ② 中小企業者の経営力向上に係る取り組みを支援すること。
- ③ 中小企業者の人材の確保及び育成を支援すること。
- ④ 中小企業者の円滑な事業の承継を支援すること。
- ⑤ 中小企業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。

6 中小企業者の努力等(第6条関係)

中小企業者は、経営の革新を促進すること、経営資源の確保を図ること等により、当該事業が持続的に発展するよう自主的に努めるものとする。

- (2) 中小企業者は、地域の雇用機会の創出、人材の確保並びに育成及び福利厚生の実施を図ることにより、仕事と生活の調和の

実現に努めるものとする。

(3) 中小企業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、及び当該事業活動を通じて暮らしやすい地域の実現に寄与するよう努めるものとする。

(4) 中小企業者は、学校が行う職業体験、職業に関する理解を深める学習活動等に協力するよう努めるものとする。

(5) 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

7 商工団体の努力等（第7条関係）

商工団体は、中小企業者の事業の持続的な発展を促進するために必要な環境の整備に取り組むよう努めるものとする。

(2) 商工団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

8 金融機関等の努力等（第8条関係）

金融機関等は、中小企業者の事業の持続的な発展を促進することができるよう円滑な資金の供給、経営の相談等を行うよう努めるものとする。

(2) 金融機関等は、市又は商工団体が実施する中小企業の振興に関する施策又は支援策に協力するよう努めるものとする。

9 大企業者の努力等（第9条関係）

大企業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、当該事業活動を行うに当たっては、中小企業者と連携を図るよう努めるものとする。

(2) 大企業者は、中小企業の振興が地域経済を活性化し、地域の雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、市又は商工団体が実施する中小企業の振興に関する施策又は支援策に協力するよう努めるものとする。

10 学校の努力等（第10条関係）

学校は、実践的な教育活動を通じて職業、就労等に対する意識の啓発に努めるものとする。

(2) 学校は、教育活動を通じて中小企業の振興に資する人材の育成に努めるとともに、当該学校が持つ知識、技術等を活かして中小企業者と連携を図ることにより、中小企業者の事業の持続的な発展に寄与するものとする。

11 市民等の努力等（第 11 条関係）

市民等は、中小企業の振興が地域経済を活性化し、地域の雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品、役務等を積極的に利用することにより、中小企業者の事業の持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。

12 小規模企業者への配慮（第 12 条関係）

市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、小規模企業が地域経済の健全な発展及び地域住民の生活の向上に寄与する重要な意義を有することを踏まえ、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者が当該事業を安定的に継続することができるよう必要な配慮をするものとする。

13 財政上の措置（第 13 条関係）

市は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

14 市からの受注機会の増大（第 14 条関係）

市は、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、市の物品、役務等の調達に関し、予算の適正な執行に留意するとともに、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

15 支援策等の提供（第 15 条関係）

市は、関係機関等が実施する中小企業の振興に関する支援策等を中小企業者に適切に提供することにより、当該支援策等が円滑かつ効果的に推進されるよう努めるものとする。

16 災害時の事業継続（第 16 条関係）

市は、災害が発生した場合は、中小企業者の事業が円滑に継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

17 委任（第 17 条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 施行期日（附則）

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第 23 条 市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額により、第 5 号の者に対しては法人税割額により 課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業を行うもの (当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 31 条第 2 項の表第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により 課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が <u>135 万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額</u>(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 17 万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第 23 条 市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によつて、第 5 号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 31 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節_____の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が <u>125 万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額</u>_____ (その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 17 万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については</u>、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第 34 条の 6 <u>前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については</u>、その者の第 34 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 200 万円以下である場合次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額</p> <p>ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には _____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額</p> <p>ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第</p>	<p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、_____</p> <p>_____所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第 34 条の 6 <u>所得割の納税義務者</u> _____については、その者の第 34 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 200 万円以下である場合次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額</p> <p>ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には <u>_____</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額</p> <p>ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第</p>

改 正 案	現 行
<p>1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により</u> 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、<u>法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項(同項第 2 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。))に係る部分を除く。)</u>及び第 2 項の規定により 控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。</p>	<p>1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____<u>においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号の者____は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によって</u> 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額____<u>若しくは法第 314 条</u></p> <p>____<u>若しくは法第 314 条</u>の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、<u>法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項(同項第 2 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。))に係る部分を除く。)</u>及び第 2 項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>2～9 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書(第 10 項及び第 11 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p> <p>10 <u>法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12 項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p>11 <u>前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p>12 <u>第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p>	<p>2～9 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書_____を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第 4 節 市たばこ税 (製造たばこの区分)</p> <p>第 92 条 <u>製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u></p> <p>ア <u>紙巻たばこ</u></p> <p>イ <u>葉巻たばこ</u></p> <p>ウ <u>パイプたばこ</u></p> <p>エ <u>刻みたばこ</u></p> <p>オ <u>加熱式たばこ</u></p> <p>(2) <u>かみ用の製造たばこ</u></p> <p>(3) <u>かぎ用の製造たばこ</u></p> <p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p>第 92 条の 2 略 (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第 93 条 略 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第 93 条の 2 <u>加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの (たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。) は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>第 4 節 市たばこ税</p> <p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p>第 92 条 略 (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第 93 条 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p>

改 正 案	現 行																								
<p>第 94 条 たばこ税の課税標準は、<u>第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第 98 条において「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ_____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもって紙巻たばこ_____の 1 本に換算するものとする。_____</p>	<p>第 94 条 たばこ税の課税標準は、<u>第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等_____</u></p> <p>_____に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ_____の本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもって<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の 1 本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>葉巻たばこ</u></td> <td style="text-align: center;">1 グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>パイプたばこ</u></td> <td style="text-align: center;">1 グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center;">2 グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1 グラム	ウ 刻みたばこ	2 グラム	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>パイプたばこ</u></td> <td style="text-align: center;">1 グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>葉巻たばこ</u></td> <td style="text-align: center;">1 グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td style="text-align: center;">2 グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>パイプたばこ</u>	1 グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム	ウ 刻みたばこ	2 グラム	略	略
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム																								
イ <u>パイプたばこ</u>	1 グラム																								
ウ 刻みたばこ	2 グラム																								
略	略																								
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>パイプたばこ</u>	1 グラム																								
イ <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム																								
ウ 刻みたばこ	2 グラム																								
略	略																								
<p>3 <u>加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u></p> <p>(2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第 16 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。)の 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号) 附則第 48 条第 1 項第 1 号に</u></p>																									

改 正 案	現 案 行
<p><u>定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</u></p> <p><u>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</u></p> <p><u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4 <u>第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等</u> <u>_____に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ</u> <u>_____の本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>6 <u>前 2 項の計算に関し、第 4 項の製造たばこの品目ご</u></p>	<p>3 <u>前項</u> の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____ _____本数に換算する場合の _____ _____計算 は、<u>第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を<u>同欄に掲げる</u> _____製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 <u>前項</u> の計算に関し、_____製造たばこの品目ご</p>

改 正 案	現 案 行
<p>との 1 個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 <u>第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>8 <u>前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>9 <u>第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 <u>前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 <u>たばこ税の税率は、1,000 本につき 5,692 円とする。</u></p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第 96 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第 1 項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第 469 条第 1 項第 1 号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第 92 条の 2</u>の規定を適用する。</u></p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第 98 条 <u>前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者 (以下この節において「申告納税者」という。)</u></p>	<p>との 1 個当たりの重量_____に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 <u>たばこ税の税率は、1,000 本につき 5,262 円とする。</u></p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第 96 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第 1 項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第 469 条第 1 項第 1 号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第 92 条</u>の規定を適用する。</u></p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第 98 条 <u>前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者 (以下この節において「申告納税者」という。)</u></p>

改 正 案	現 行
<p>は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u></p> <p>_____に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 96 条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に <u>10 万円を加算した金額</u>(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割 _____ (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2 分の 1</u> とする。</p> <p>2 略</p>	<p>は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 96 条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額 _____ (その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3 分の 1</u> とする。</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
—	3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>
3	4
4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
5・6 略	6・7 略
7 <u>法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>	8 略
8 略	8 略
9 <u>法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	
10 <u>法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>	
11～13 略	9～11 略
14 <u>法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>	
15 <u>法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>	
16 <u>法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>	
17 <u>法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u>	
18 <u>法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u>	
19～25 略	12～18 略
26 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</u>	
27 略	19 略

改 正 案	現 行
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から<u>第 37 条の 6</u> まで、<u>第 37 条の 8 又は第 37 条の 9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から<u>第 37 条の 7</u> まで、<u>第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)(第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する<u>法附則第15条第46項</u>に規定する機械装置等)にあっては、零)とする。</p> <p>27 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する<u>法附則第15条第47項</u>に規定する機械装置等)にあっては、零)とする。</p> <p>27 略</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)(第3条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号)に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>4~10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号)に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>4~10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市税条例 (平成 17 年さくら市条例第 62 号) (第 4 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 11 条第 1 項に規定する</p> <p style="padding-left: 2em;">___ たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法___第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,552 円</u> とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号)附則第 48 条第 1 項第 2 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,122 円</u> とする。</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市税条例 (平成 17 年さくら市条例第 62 号) (第 5 条関係) (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの (たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。) は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、<u>次</u> に掲げる方法により換算した_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合_____</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの (たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。) は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、<u>第 1 号</u> に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、<u>第 2 号</u> に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び<u>第 3 号</u> に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) <u>加熱式たばこ (特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。) の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合<u>又は第 3 項第 1 号</u> に掲げ</p>

改 正 案	現 行
<p>_____における計算は、 売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第 3 項第 1 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 2 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p>	<p><u>る方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、</u> 売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第 3 項第 2 号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第 3 項第 3 号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、<u>加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 <u>第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、<u>さくら市税条例第 95 条の規定</u>にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 9 月 30 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>さくら市税条例第 92 条の 2 第 1 項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。</p>	<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u> _____ 第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 3 月 31 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第 92 条第 1 項</u> _____ に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例の一部を改正する条例 (平成 27 年さくら市条例第 22 号) (第 6 条関係) (2/2)

改 正 案		現 行																													
5～12 略		5～12 略																													
<p>13 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u>前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>1,692 円</u>とする。</p> <p>14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 5 項</td> <td>前項</td> <td>第 13 項</td> </tr> <tr> <td>附則第 20 条第 4 項</td> <td>附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 28 年 5 月 2 日</td> <td><u>平成 31 年 10 月 31 日</u></td> </tr> <tr> <td>第 6 項</td> <td>平成 28 年 9 月 30 日</td> <td><u>平成 32 年 3 月 31 日</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		第 5 項	前項	第 13 項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項		平成 28 年 5 月 2 日	<u>平成 31 年 10 月 31 日</u>	第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>	略	略	略	<p>13 <u>平成 31 年 4 月 1 日</u>前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>1,262 円</u>とする。</p> <p>14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 5 項</td> <td>前項</td> <td>第 13 項</td> </tr> <tr> <td>附則第 20 条第 4 項</td> <td>附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 28 年 5 月 2 日</td> <td><u>平成 31 年 4 月 30 日</u></td> </tr> <tr> <td>第 6 項</td> <td>平成 28 年 9 月 30 日</td> <td><u>平成 31 年 9 月 30 日</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		第 5 項	前項	第 13 項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項		平成 28 年 5 月 2 日	<u>平成 31 年 4 月 30 日</u>	第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 31 年 9 月 30 日</u>	略	略	略
第 5 項	前項		第 13 項																												
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項																													
	平成 28 年 5 月 2 日	<u>平成 31 年 10 月 31 日</u>																													
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>																													
略	略	略																													
第 5 項	前項	第 13 項																													
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項																													
	平成 28 年 5 月 2 日	<u>平成 31 年 4 月 30 日</u>																													
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 31 年 9 月 30 日</u>																													
略	略	略																													

改 正 案	現 行
<p>(納税義務者等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 前号に掲げる地域のほか、さくら都市計画下水道事業氏家公共下水道及びさくら都市計画下水道事業喜連川公共下水道の事業計画区域</u></p> <p><u>(3) 第 1 号に掲げる地域及び前号に掲げる区域のほか、前号の公共下水道に接続している区域</u></p> <p>附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項、<u>第 45 項若しくは第 48 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p> <p>18 略</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 前号に定める地域のほか、「さくら都市計画下水道」計画区域及び「さくら都市計画下水道」計画区域外の流入区域</u></p> <p>附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項若しくは<u>第 45 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p> <p>18 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>9～16 略</p> <p>17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、<u>第 43 項、第 44 項</u>若しくは第 47 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p> <p>18 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>9～16 略</p> <p>17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、<u>第 44 項、第 45 項</u>若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p> <p>18 略</p>

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例(平成26年さくら市条例第24号)(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号_____の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人_____とする。</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第 5 条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。))第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第 16 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則</u></p> <hr/> <p><u>第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは</u>は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第 46 条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章にお</p>	<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第 5 条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者_____をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第 16 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。))</u>第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第 46 条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章にお</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市
条例第22号) (2/2)

改 正 案	現 行
<p>いて「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>)をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>いて「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者_____</p> <p>_____をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。</p> <p>2 略</p>